

むすび

日本国憲法制定にはたらいた4つの力

これまで見てきたように、日本国憲法の制定には、人類の歴史の中で行われてきた自由や人権に関するさまざまなたたかいの経験を踏まえつつ、それをどのような形で取り入れるかをめぐるさまざまな勢力による厳しいたたかいが反映されています。本書の冒頭に紹介した「連合国軍総司令部の、憲法も国際法も全く素人の人たちが、たった8日間で作り上げたシロモノ」と評価する安倍首相の目が、いかにその表面だけしか見ていないかは明らかです。

そこで、日本国憲法の中でもさまざまな力が働いたことを最も象徴的に示している「国民主権」について見てみましょう。

まず、①天皇を中心とした「国体」に全く手をつけない松本委員会案にかわって、草案は明確に国民主権の原則を打ち出します。②しかし、あくまでも「国体」の維持にこだわる日本政府はこれに徹底して抵抗し、「国民至高の意思」という言葉にすりかえました。これに対して、③日本国民の間からは、「国民主権」を明記することを求める世論が起りました。④極東委員会の決定はこの国民世論を直接後押しするものとなりました。これが日本国憲法に「国民主権」が明記されることとなった経過です。

ここに見られるように日本国憲法制定には4つの力が働いています。

まず第一に、日本の支配層と政府です。ポツダム宣言を受諾した天皇と日本政府が、明治憲法にかわる民主的憲法制定の国際的責務を負ったことは明白です。しかし、天皇と日本政府にはその意思も能力もまったくありませんでした。GHQにうながされてようやく開始した憲法制定の作業でも、明治憲法の字句の修正でお茶をにごすことしか考えていませんでした。こうした姿勢がGHQからも国際社会からも受け入れられないとわかってからも、最後まで明治憲法の考えにとらわれ続けたのが日本政府です。

第二は、アメリカ政府およびその出先機関であるGHQです。彼らは反ファッショの連合国の一員として第2次大戦をたたかった立場から、日本政府のポツダム宣言実施を監視するという一面と、ソ連・世界の民主勢力との対決を強め戦後世界の覇権をにぎろうとするもう一面をもつて日本の占領支配を行いました。新憲法の制定にあたっては憲法発展の歴史的到達点を取り入れることに努力する一方で、天皇制の維持など日本政府と妥協し続けたのもそのためです。

第三は、敗戦によって大きな打撃をうけながらも、急速に民主化の流れをつくり出しつつあった日本国民です。日本国民は労働者、農民、女性、学生など階層別の組織化をすすめつつ職場、地域、学園から明治憲法体制を打ち破るたたかいを展開し、その中では明治期の自由民権運動、大正デモクラシーなどの伝統を大いに生かしています。それが憲法研究会案にみられるように、日本国憲法に平和と民主主義の規定を盛り込む力となったことを決して過小評価すべきではありません。

第四は、こうした日本国民のたたかいを励まし、ささえた極東委員会やその背後にある国際的

な世論とたたかいです。第2次大戦を反ファッショの立場でたたかいたこれらの国々でも、戦後、平和や人権をめぐる新たなたたかいが発展し、それぞれの国で制定された新しい憲法にもそれが反映されました。それが日本国憲法制定の大きな背景となったことは明白です。

占領下で制定された憲法を自分のものとした国民

日本国憲法の制定には、こうしたさまざまな力が働いているにもかかわらず、安倍首相らが「おしつけ憲法」をいまなお主張する最も基本的な根拠は、この憲法が占領下で制定されたことにあります。明治憲法から日本国憲法への移行という革命的ともいえる転換は、実質的には明治憲法の改正手続きを無視し、占領軍による「超憲法的権力」によって行われたことは否定できません。

長谷川正安は、この点について注目すべき見解を示しています（『昭和憲法史』）。

「占領の内容が問題になるのは、占領解除後、主権を回復した国家が、占領中につくられた法令をどう処理するかという問題に直面したときである。憲法制定権力を持つ国民が、占領中にできた『憲法』をまったく支持しなかったか、あるいは支持してこれを自分たちのものとしてきたかが、占領後の憲法的処理の有力な基準となる。ナチの占領法令はもちろん、ナチと協力した（フランスの）ヴィシー政権の一切が、解放後ただちに無効とされたのは、占領中を通じて、多数の国民の支持をうる余地のない、売国的・ファッショ的なものであったからである」

日本の憲法問題をこんちにちいたるまで複雑にしている最大の要因は、実質的に日本を単独占

領したアメリカが、ポツダム宣言とはまったく相容れない体質を持つ天皇・日本政府を通じて「憲法制定権力」を行使しようとしたことです。そうした動きに対し、日本国民と国際世論は新憲法を日本国民の自由な意思を表明したものとするために奮闘しました。日本政府案が衆貴両院の審議を通じて40数カ所修正されたのはその反映です。

しかもアメリカは、こうして制定された憲法がわずか施行から1年たたないうちに占領政策を転換し、この憲法を改悪し、空洞化させるための政策を、日本の保守支配層と一体となっておしすすめてきました。

まず公布からわずか1年後の48年5月、第2次大戦後ソ連との対立を深めつつあったアメリカは、日本を極東における「反共の防波堤」とすることをめざし（ロイヤル米陸軍長官）、「近い将来の戦争勃発の際」に「日本の人的資源を活用すること」を目的に、「日本軍を容認する立場で新憲法の改正を達成するための調査が行われるべき」との方針を打ち出しました（米国防総省「限定的再軍備計画」）。しかし、当時占領下にある日本で憲法改悪まで行うことは国際社会の批判を招くことから、アメリカは警察予備隊（後の自衛隊）の設置を日本政府に命じることによって、事実上の九条破壊に踏出しました。また、公務員のスト権剥奪や公安条例制定など民主主義破壊の既成事実づくりをすすめました。

日本の支配勢力は、アメリカのこうした憲法破壊の政策に積極的に協力しただけでなく、「当時、吉田さん（首相）や私には、占領軍がいなくなると憲法改正がむずかしくなるから、日本の事情を理解しだしたマッカーサーがいるうちに憲法を改めよう、との考えがあつたのですが、あの朝鮮動乱でマッカーサーが急に辞めてしまったために具体化」しなかつた（岸信介、自主憲法制定

国民会議機関紙「憲法」第九号」と残念がつています。

こうして日本の保守勢力は、52年のサンフランシスコ条約によって主権を回復するや、ただちに「自主憲法の制定」を旗印に憲法改悪をめざすことになり、あわせて、憲法破壊の政治を続けしてきました。日本とフランスとの決定的違いは、フランスの国民がナチスの憲法を拒否したのに対し、日本国民は占領下で制定された日本国憲法を支持し、その後の平和と民主主義、生活を守るさまざまなたかいを通じ、これを自分のものにしてきたことです。

こうして日本国民は、アメリカと日本の保守支配層の反動的企てを、70年にもわたって阻止し続けてきました。しかも国民は、これらのたかいを通じ、環境権、日照権などの「新しい権利」もこの憲法の中味として取り込むなど、より豊かなものへと発展させてきています。「憲法は古くなった」などの言い分は、冒頭に紹介した米法学者らの研究によっても明らかのように、まったく通用しません。逆に今うきぼりになっているのは、安倍首相らの改憲論が、依然として明治憲法の「外見的立憲主義」と決別できないでいるという事実です。

日本国憲法の70年はこの憲法制定の原点を確認し、さらにこれをもっともつと政治や社会、くらしに生かしていく新たな出発点にしなればなりません。